

## 北川善太郎先生と消費者法学――周忌を前に

日本消費者法学会

理事長

独立行政法人国民生活センター理事長

松本恒雄

2008年11月30日の日本消費者法学会の設立総会において「近未来の消費者法モデル」と題する記念講演をいただいた京都大学名誉教授北川善太郎先生が、胆管がんのためにご逝去されたのは、2013年1月25日のことである。

民法学界のリーダーとしては、2012年9月の星野英一先生に続いての訃報であった。その追悼文集『星野英一先生の思い出』（有斐閣、2013年）への寄稿「星野さんの宿題」は、1999年の新年の講書始の儀での天皇皇后両陛下へのご進講のあとで、星野先生から「よくわからなかった」と言われたので、その宿題への答案を英語と日本語の論文として2012年に公表したが（1 Kitagawa's Doing Business in Japan, § 1.06 “General Guide to Business Law System” ; § 1.07 “New System Design for Business Law”; § 1.08 “Business Law System Illustrated”, 北川善太郎「ビジネス法の構造 基本設計」民商法雑誌

146 卷 3 号 1 頁、4=5 号 20 頁)、星野先生にお送りすることがかなわなくなったという内容である。わずか 6 行のごく短いものであり、2013 年 1 月 19 日脱稿となっているので、ご逝去の 6 日前に病床で書かれた本当の絶筆である。

日本消費者法学会の設立の翌年である 2009 年 9 月には消費者庁・消費者委員会が設置された。消費者法学界にとってこのようなエポックメイキングなことがらが続いた頃から、正田彬先生（2009 年 6 月）、清水誠先生（2011 年 1 月）、長尾治助先生（2011 年 4 月）、そして北川先生と、わが国において消費者法学を最前線で切り拓いてこられた第一世代の先生方を次々と失うこととなったのは、淋しい限りである。残された後進の研究者として、これら先学の築いてこられた土台の上に、次の石を積み重ねる努力を続けていかなければならない。

\*\*\*

私が北川先生から直接の指導を受けるようになったのは、1974 年に京都大学大学院に進学した頃からである。学部時代は磯村哲先生のゼミに属していたが、磯村先生が退官直前であったため、磯村先生のお口添えで北川先生に指導をお引き受けいただいた。

1973 年から 74 年にかけて、北川先生はハーバード大学とミュン

へん大学のそれぞれの客員教授として講義を担当されたばかりで、帰国後、国際的にスケールの大きな企画をたくさんかかえておられた。京都市電岡崎道電停近くの小さな貸しビルの一室を借りて、英文の日本法体系書である前述の **Doing Business in Japan** の編集を始められたのもその頃である。私も、駆け出しの研究者として、アメリカ人弁護士と組んで、民法や商法の英語訳の作業に従事した。アメリカ人弁護士と議論しながら英語訳を考えるという作業は、あらためて日本語の条文の意味を考え直す作業でもあった。

北川先生の研究室で、竹内昭夫先生の「消費者保護」（竹内ほか編『現代の経済構造と法』筑摩書房、1975年）のゲラを見せていただいたのもその頃である。

\*\*\*

北川先生の初期の消費者法分野の著作は『消費者法のシステム』（岩波書店、1980年）に収められている。同書のあとがきによると、北川先生の消費者問題に対する関心は、最初のドイツでの在外研究（1963年～66年）に遡るが、当時は、ドイツでもあまり研究が進んでおらず、新聞その他の資料を収集する程度にとどまっていたとのことである。消費者法に関する最初の論文は、シアトルのワシントン大学ロースクールでの講義の合間にまとめられた「消費者保護と

法—アメリカの動向」(ジュリスト 460 号 99 頁、1970 年)である。

関西消費者協会の創立 15 周年記念講演「消費者法の発展—私と消費者問題」消費者情報 141 号 33 頁(1982 年)によると、北川先生の研究過程の中で、研究生活を始めた 1957 年ぐらいから欠陥車問題の直前の 1968 年が、消費者法の準備期と位置づけられている。消費者問題とはまったく関係なしに行われた研究成果としての博士論文である『契約責任の研究—構造論』(有斐閣、1963 年)には、実は、契約締結上の過失理論を始め、今日の消費者法の「花形」といいいい理論がたっぷり入っていたと自ら回顧されている。

『消費者法のシステム』は、準備期に続く消費者法の生成期の諸論文を集めたものであるが、同書の中核論文である「消費者保護の法構造」(法律時報 45 卷 12 号 8 頁、1973 年)は、抽象的自己完結的な体系とは異なった、開かれた体系としての消費者法のシステムを模索しようとするものである。前述の記念講演によると、同論文は、最初は「消費者保護法の構造」というタイトルで出版社に送られたが、いろいろな経過をたどって「法構造」となったそうである。

「消費者保護法」というまとまったものは未だ生成していないという判断からか、あるいは、「法構造」という表現に積極的意義を見出したからか、その経緯を知りたいところである。

同書では、消費者法のシステムの構成要素として、問題ないし問題類型、問題に対する法的対応、被害救済機構が考えられ、要素相互間の関連やシステムの実効性についてまで検討される。前述の記念講演では、「問題の発見」、すなわち消費者法であれば、「消費者問題の法的発見」の重要性が指摘されている。このような法のシステムのアプローチは、前述の星野先生の宿題に対する答案として執筆された最後の論文に至るまで、北川法学の一貫したモチーフとなっている。

あまり研究が進んでいないと書かれたドイツとも、消費者保護をテーマにしたシンポジウムがチューリッヒ大学のレービンダー教授と共同で企画され、北川善太郎＝マンフレッド・レービンダー編著『消費者保護と現代一日独シンポジウム報告書』（第一法規、1978年）として出版されている。

\*\*\*

北川先生は、国民生活審議会の委員などを歴任され、国や自治体の消費者政策の形成にも関与されていた。その関係で、研究者の卵の時代から、国内外の様々な調査や資料分析のお手伝いをするようになった。これによって、実践的にも理論的にも大いに鍛えられた。

『消費者保護法の基礎』（青林書院新社、1977年）は、北川先生

と及川昭伍氏の共編著である。及川氏は、当時の政府の消費者政策の責任者として、経済企画庁国民生活局消費者行政課長、国民生活政策課長、国民生活局長等を歴任されており、後に私の4代前の国民生活センター理事長に就任されている。

北川先生がかつて務められた国民生活審議会消費者政策部会長に、消費者庁設置によるその廃止時まで私が就いていたことといい、及川氏の後任の職に現在就いていることといい、師弟の縁を感じる。

\*\*\*

私が最初に書いた論文は、「英米法における情報提供者の責任—不実表示法理を中心として」（法学論叢 100 巻 3 号 35 頁、101 巻 2 号 60 頁、1976 年）であり、日本私法学会での最初の学会報告も「消費者取引における不当表示と情報提供者責任」（NBL229 号 6 頁、230 号 13 頁、1981 年）であった。このテーマを研究対象として取り上げたのは、修士課程 1 年の終わり頃に、北川先生からアメリカには不実表示（misrepresentation）というおもしろい法理があると教えられたことがきっかけである。

修士論文において欧米の法律や裁判例をもとに論じたことの一部が、かなり小振りながら、4 半世紀を経て 2000 年に成立した消費者契約法の誤認による取消権となって結実した。そして、現在、法制

審議会民法（債権関係）部会が2013年2月にまとめた「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」においては、錯誤取消しの認められる一類型として、動機の錯誤が法律行為の内容になっていなくても、それが相手方の不実表示によって引き起こされたときは取消し可能との提案がなされるに至っている。これが最終的な改正案に盛り込まれるかどうかは未だ不確定であるが、ここまで一般理論化したことについては感慨無量である。

\*\*\*

1989年には、北川先生が招待されていながら出席できないということで、急遽代わりに、ブラジルの消費者保護法の制定を記念したサンパウロ大学での国際会議に出席して、製造物責任に関する日本の判例の状況を英文でまとめて報告した。同会議は、後に設立された国際消費者法学会の端緒ともいうべきものであった。

当時就航していた日本航空のロサンゼルス経由サンパウロ便のエコノミークラスで27時間ほどかけて現地に到着した。日本との時差がちょうど12時間あり、面倒なので時計の針は調整しないことにしたが、1週間余りの滞在中最後まで時差ぼけがとれなかった。その後、南米には都合4回出かけているが、この第1回目の訪問が一番きつかった。ただし、ここで各国の著名な消費者法学者と出会えた

ことは、その後の大きな資産となった。

\*\*\*

このように書いていると、私が研究者として現在あることのいか  
に多くを北川先生に負っているかを改めて感じる。

一周忌を前に、改めてご冥福をお祈りいたします。

(2013年12月記。本稿は2013年3月刊の現代消費者法13号に掲  
載された筆者の追悼文をもとに書き直したものである。)